

2018年6月28日

一般社団法人全国地方銀行協会

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する
意見・質問

「複数の銀行が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合」とあるが、今回明確化された共同店舗の運営に関する留意点は、銀行が自らの子会社・兄弟会社である証券会社やリース会社等と共同店舗を設置する場合も含まれると理解してよいか。

監督指針「-3-2-2-2」において、「銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか」とある。例えば、銀行がコンビニ等の他業界の事業者と共同で店舗を設置する場合、「顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点」から各行が適切と考える措置を講じていけばよいと理解してよいか。

監督指針「-4-2-5-2」において、「銀行代理業者が二以上の所属銀行等から銀行代理業を受託している場合は、(中略)顧客情報を適正に管理するための方法や体制(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等の顧客情報管理体制)の整備が行われているかどうかについて十分に検証する」とある。

今回明確化された共同店舗運営の留意点は、銀行代理業者が二以上の所属銀行等から銀行代理業を受託している場合も該当すること、および上記の組織・担当者の分離や設備上の情報障壁の設置等はいくまで例示であって、適切な措置を講じていけば必ずしもこれらの体制整備を行わなければならないということではないことを確認したい。

以上